

# ヤングケアラー支援のために ～教職員として私たちにできること～

愛媛県教育委員会人権教育課

教職員は子どもと接する時間が長く、日々の変化に気付きやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあります。子どもの行動の背景に「ヤングケアラーの可能性はある」という視点を持ち、これまで行っている児童生徒の支援体制を生かして、適切に関係機関につなげていきましょう。

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで  
児童生徒の育ちや教育に影響させないために

ヤングケアラーを早期発見し、必要な支援につなげることが重要



## 《表面化しにくいヤングケアラー》

- ・家庭内のデリケートな問題
- ・本人や家族に自覚がない
- ・家族の状況を知られたくない
- ・家族のケアが生きがい
- ・社会的認知の低さから本人や周囲の大人が気づきにくい

### 早期発見・把握のために

- 教職員のヤングケアラーに対する理解の促進
- 日頃からの子ども本人の観察や家庭における子どもの状況把握
- ケース会議等における関係者間での情報共有
- 地域住民等の理解を得ることによる見守りの強化

など

### 必要な支援につなげるために

- 子どもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのか等についての丁寧な聞き取り
- スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実
- ケース会議等における関係者間での情報共有

など

※家族のケアや手伝いをすること自体は立派な行為であるが、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題である。  
「ヤングケアラー = 悪いこと」というメッセージとならないように留意すること。

◆ヤングケアラーとは…（法令上の定義はないが、一般に、）本来、大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

ヤングケアラーへの支援に当たってスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用した事例

概要	■事例1	■事例2	■事例3
概要	本人は重い疾患を持つ母の通院に同行するため、学校を欠席がちになっていた。	母、本人、妹の3人家族。仕事に出ている母に代わり、家事と妹の世話は全て本人が行っており、登校や学習の意欲が低下していた。	本人は両親を早くに亡くし母方祖母と2人で暮らしているが、祖母が大病を患い車椅子生活になってから、学校を休みがちになっていた。
支援の方向性	○SSWを中心に校長、教頭、養護教諭、市教委指導主事、教育支援センター指導員を交えた校内ケース会議を実施。 ○SSWは家庭訪問を通じ、母に通院に係る福祉サービスの利用等について助言し、本人の負担軽減を図った。	○SSWは母に対し経済的な支援制度の申請や、妹の放課後の居場所について助言を行った。本人に対しては、卒業後も継続して支援が行われるよう、関係機関への情報共有及び継続的な支援の依頼を行った。	○SSWは市の福祉部局とケース会議を行い、祖母が利用する福祉サービスの見直しをケアマネージャーと行った。
成果	登校状況の改善が見られた。	本人は卒業後の進路について前向きに考えるようになり、欠席も減った。	本人、祖母の希望である「2人で生活すること」を尊重しつつも、福祉サービスの利用により本人の負担は軽減され、登校できる日が少しずつ増えた。

【出典】厚生労働省・文部科学省におけるヤングケアラー支援に係る取組について（令和3年3月17日）